

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に係る福井地方労働審議会の意見に関する公示

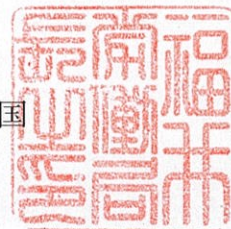
福井労働局一般公示第1号

令和8年1月26日福井地方労働審議会から福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年2月10日までに、福井労働局長（福井市春山1丁目1番54号）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和8年1月26日

福井労働局長 石川良国



記

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に係る福井地方労働審議会の意見要旨

別 紙

福井県眼鏡製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み (仮ねじによるものを除く)	座金の組込み作業を含むもの	丁番	金枠	1 か所につき 6 円 50 銭
		丁番を除く		1 か所につき 5 円 50 銭
	座金の組込み作業を含まないもの		チタン	1 か所につき 3 円 50 銭
			金枠 (チタンを除く)	1 か所につき 3 円 50 銭
ろう付け	銀ろう貼り		チタン	1 か所につき 2 円 00 銭
	銀ろう貼り以外のもの		金枠 (チタンを除く)	1 か所につき 20 円 00 銭
			チタン	1 か所につき 25 円 00 銭
粗磨き (自動機械によるものを除く)		テンブル	チタン	1 本につき 14 円 00 銭

4 効力発生の日

法定どおり

別 紙

異 議 申 出 書

令和8年1月26日貴殿が公示した福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定に係る福井地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和8年 月 日

申出者
住 所
氏 名

福井労働局長 殿